

建築物等における木材の利用の促進に関する沖縄県方針

令和7年3月

沖縄県

建築物等における木材の利用の促進に関する沖縄県方針

1 目的

この方針は沖縄県内の建築物及び工作物(以下「建築物等」という。)の整備について、地域木材の利用を促進するための基本的な事項等を定めるとともに、木材利用を通じた循環型社会及び脱炭素社会の実現に資することを目的として「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号、以下「法」という。)第11条第1項に基づき、本方針を定める。なお、本方針については、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「建築物」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2)「公共建築物」とは、県が整備する建築物をいう。
- (3)「地域木材」とは、沖縄県内で流通する県産又は九州産木材等をいう。
- (4)「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築するに当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物を建築、修繕及び模様替えをするに当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分並びにこれらの下地等の部分に木材を利用することをいう。
- (6)「脱炭素社会」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会をいう。

3 木材利用促進の意義

森林は、県土保全、水源かん養、自然環境保全、地球温暖化防止、林産物供給などの多面的機能により、県民生活及び経済活動などの役割を担っている。これら機能を十分に発揮させるためには木を植えて、育てて、収穫し、また植えるというサイクルが必要であり、森林資源の循環は、木材を利用することが不可欠である。

また、木材は資源としても優秀であり、製造や加工にエネルギー消費が少ない資源であり、エネルギーとして燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性があり、断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人をリラックスさせるなどの特性もあり、建築物や家具などに利用することで快適な生活空間を形成することができる。

このため、建築物等における木造化及び木質化による木材利用を促進し、地域木材

の利用拡大を図ることにより、脱炭素社会の実現に資するよう努めたい。

4 沖縄県における県産木材及び木造住宅の現状と展望について

沖縄県の森林面積は、県土の47%を占め、民有林における人工林率は14%と全国平均46%と比べかなり低く、本土のスギ、ヒノキなどの針葉樹ではなく、イジュ、イスノキの等の広葉樹主体の樹種となっている。広葉樹は、樹形が通直でなく、採材の歩留まりが低く、長尺の採材が難しいことから、住宅の構造材としての利用が困難であり、主に土木資材、建築内装材、家具用材、菌床きのこの培地、畜舎用敷材などとして利用されている。また、木材生産の中心である本島北部地域は世界自然遺産の登録地域でもあることから、伐採面積・方法等の制限による高コストとなっており、日本の木材自給率は近年40%前後である中、県産木材の年間供給量は約4,000m³で自給率は4%前後と低位の状況となっている。

県産木材の木造住宅への利用については、戦後しばらくは建材として利用されていたが、台風やシロアリの被害が多いことや、戦後の米軍による統治により建築様式がコンクリート住宅へ変わったことより、木造住宅着工数は4%と本土比べ低位であったが、県外産木材のシロアリ対策の技術確立やプレカット工法等の普及により、直近の平均では18%と増加してきている状況である。

現在、県内においては、民間による木造住宅着工数は増加してきているが、県や市町村等における木材利用は歴史的、技術的な背景により低位な状況である。今後、県内で実施する公共建築物等の整備や市町村、民間事業者が実施する建築物の整備においても、できる範囲で木材利用の促進に努めていく。

5 建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- (1) 県は、建築物等における木造化及び木質化が、その建築技術を下支えするものであることを考慮し、木材の利用に努めるものとする。
- (2) 県は、木材を利用した備品等の設置・購入に努めるとともに、建築工事以外でも有効活用を図るものとする。
- (3) 県は、使用する木材は地域木材の中でも、県産木材を優先的に使用する。
- (4) 県は、市町村が法第12条第1項に規定する市町村方針を定めるに際し、整備する建築物において、この方針を踏まえた木材の利用を盛り込むよう要請する。
- (5) 県は、林業及び木材産業の民間事業者が、建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保に努めるよう働きかけるとともに、民間事業者が整備する建築物に対して、木材の利用を働きかけていく。

6 公共建築物における木材の利用の目標

公共建築物においては、木材利用拡大の観点から以下のとおり木造化及び木質化

に努める。

(1) 新築、増築又は改修等を行うにあたり、次に掲げる場合を除き積極的に木造化又は木質化に取り組む。

ア 建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化または木質化が適当でないと認められる場合

イ 施設の用途、安全性、維持管理等を考慮すると木造化または木質化が困難と認められる場合

ウ 建設コストや技術等の面で木造化・木質化が困難であると認められる場合

(2) 設置目的、建設コスト、木材供給量のみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値等を総合的に判断するものとする。

(3) 設置する家具や書庫等の備品においても、木製品を積極的に使用することに努める。

7 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

県は、県産木材の安定的な供給体制の整備を進めるために、森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材の供給に携わる者が連携して情報交換を行うよう努める。また、林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図るよう情報提供に取り組む。

8 その他、沖縄県内の建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

(1) 木造建築物技術者の育成への支援

県は、木造建築物の普及を促進するため技術者を育成する環境を整えることを支援する。

(2) 建築物の木造化及び木質化における留意事項

木材の利用にあたっては、台風及びシロアリ等による被害の防止や腐食対策など、風土や地域条件に対応した必要な措置を講ずるものとする。

(3) 市町村や民間事業者への支援

県は、市町村や民間事業者が整備する建築物等への木材の利用を促進するため、木材関連情報等を収集提供し、普及啓発に取り組んでいくことに努める。

(4) 木材の利用促進体制

県は、関係部局との連携を図り総合的に公共建築物等における木材の利用を促進する体制を構築することに努める。

(5) 建築物木材利用促進協定制度の活用

県は、法に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の周知に努

める。

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、県方針及びその他県内の状況に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信する。

また県は、市町村が同協定を締結した場合には、国の措置に準じるほか、当該市町村の特色を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努める。

附則

この方針は、平成 24 年 3 月 30 日から適用する。

令和 7 年 3 月 21 日から適用する。